



## ～弁護士的女房のつばやき～



「これじゃ、〇〇〇〇(息子の名前)が満足しないんじゃないか？」と主人の言葉。近頃、私が作る晩ご飯のおかずの評判がよくありません。現在の我が家は高2になる息子と私たち夫婦の3人家族。自分に精神的な余裕がない(帰宅が遅い)ことと、頑張っって節約をしようとしていることが原因かなと思います(汗)。ちょっと昔には料理教室にも行ったし、料理本も沢山ありますが、近頃は料理に気が乗らないのです…。私は弁当や食事にはほとんど冷凍ものは使わず自分なりに頑張っているのですが…。▲ということで、作ることから解放されようと久しぶりに外食をしました～(笑)。食べ盛りの息子が満足する焼肉です。我が家の外食は、もっぱら近所の焼き肉屋さん。人柄のいい熟年のご夫婦が切り盛りしておられます。最近、息子さんが入られて、だいぶ店の雰囲気も活気づいたようです(事業承継ができて、と主人は感心の様子(笑))。息子さんは、学生時代にラグビーをされていたようで屈強な体格。それに似合わずシャイな笑顔の持ち主。お客さんが退散されて私たちだけになると息子さんとおしゃべりが始まりました。▲息子さんは以前長期に渡って海外旅行をされていたと聞いていたので、今回はその話が酒の肴になりました。東南アジア・東アフリカ・南米・アマゾン川下り・そしてなんと南極にまでいかれたそうで、もうびっくりです。私は「南米のパリ」と称されるアルゼンチンのブエノスアイレスに一度は行きたくて、その話をするとやはり素敵な町だとか…。頭の中は、憂いを帯びたアルゼンチンタンゴが流れます。早く、子育てと事務所の仕事から解放されて私もご褒美が欲しい♡。▲息子さんに海外旅行の秘訣を尋ねると、現地人より少し汚い格好をすることらしいです。南米では上半身裸で歩いたとか。そうすれば狙われる危険性も低いわけですね。

▲その夜の息子さんの世界漫遊記はまだまだ序の口のように、2年近くの旅の話をつた一晩で聞ける訳ありません。今度はいつ焼肉屋に行こうかと、楽しみにしています(笑顔)。



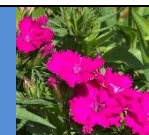
檜八重総合法律事務所(法律・税理) 通信No.32 令和4年 春号

宮崎市橋通東 4-1-27 小村ビル 6階 Tel:0985-27-2558 Fax:0985-27-2669

E-Mail: [kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp](mailto:kashiyae-lawoffice@office.made.ne.jp) 営業時間 9:00～18:00

# Kashiyae news

2022年  
春号



## ブルーベリー

この春、ブルーベリーが沢山の花を付けました。花言葉は、「知性」「知恵」。とても小さな果実にもかかわらず、ぎゅっと詰まった栄養成分が体に健康的です。実が目にはいいことはよく知られています。

実になるまで大事に育てていきたいです。



## お役立ち情報室

### 税務

#### 申告について ③ ～法人の青色申告～



確定申告は個人事業者やフリーランスの方がその年の総決算をして正しく納税をする手続きで、白色申告と青色申告があります。法人においての青色申告は一般的で、その普及率は98%を超えています。法人は、決算期後2ヶ月以内に法人税の確定申告書を提出する必要があります。今回は、法人の青色申告についてお伝えします。

### 法人の青色申告の特徴

法人の青色申告の特徴は以下の通りです。

- ① 赤字の繰り越しができる
  - 10年間(個人事業主は3年間)。
- ② 欠損金の繰り戻しによる法人税額の還付を受ける事ができる
- ③ 税制上の優遇措置が使える
  - 少額減価償却資産の特例:300万円未満の減価償却資産を即時経費参入が可能。
  - 特別償却:減価償却費を割増して経費処理が可能。
  - 税額控除:設備投資額や増加人件費の○%を法人税から差引処理が可能(但し、○%は制度によって異なります)。
- ④ 各種法人税額の税額控除ができる
  - 地方に本社機能を移転拡充したときの雇用促進税制90万円税額控除(地方拠点強化税制/内閣府 地方創生推進事務局)
  - 2017年4月以降の給与の増加と設備投資したときの25%税額控除(中小企業向け所得拡大促進税制/経済産業省)
- ⑤ 各種所得の特別控除
- ⑥ 各種準備金の積立額の損金算入
- ⑦ 課税の特例

### 法人の青色申告の要件

- ① 税務署長に「青色申告承認申請書」を提出し、予め承認を得ること。
- ② 一定の帳簿書類(※)を備え付け、日々の取引を正確に記録して保存すること。

※【帳簿】総勘定元帳・仕訳帳・現金出納帳・売掛金元帳・買掛金元帳・固定資産台帳  
売上帳・仕入帳・・・7年間の保管が必要

※【書類】 棚卸表・貸借対照表・損益計算書・注文書・契約書・領収書など

### 帳簿保存期間

青色申告の法人の帳簿などの保存期間は次の通りです。

- ① その事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から7年間保存する必要があります。
- ② 平成20年4月1日以後に終了した欠損金が生じた事業年度は、欠損金の繰越期間が9年になり、保存期間が9年間に延長されました。
- ③ 平成30年4月1日以後に開始する欠損金が生じた事業年度は、欠損金の繰越期間が10年になり、保存期間が10年間に延長されました。

### 領収書保管期間

法人の領収書の保管期間は原則7年間ですが、10年間は保管しておく安心です。それは、法人が決算で赤字になった場合、その赤字分を次の事業年度に持ち越す事ができますが、この赤字を利用して欠損金の繰越控除を申請した場合には、領収書を含む会計帳簿や資料を10年間保管することが会社法で義務づけられているからです。

個人においては、青色申告事業者は7年間、白色申告事業者は5年間の保管期間が所得税法で定められています。

### 青色申告の取消～期限後申告～

期限後申告による青色申告の取消については、個人事業主の場合は取消されることはありませんが、65万円控除が使えなくなり、10万円の控除になります。法人の場合は、「青色申告の承認の取消通知書」という書類が届きます。もし、第1期が期限後申告、第2期も期限後申告になると、この第2期からが青色申告の取消しになり、青色申告のメリットが無くなります。申告期限には注意が必要です。